

(3) 課税所得の計算

法人税等＝課税所得×法人税率

【企業会計】税引き前当期純利益＝収益－費用

【税務会計】課税所得＝益金－損金

例1) 貸倒引当金繰入額は税務会計では繰入限度額が決められており、企業会計においてその額を超える額は、損金として認められない。(損金不算入)

例2) 減価償却費は税務会計では償却年数が決められており、企業会計においてそれより短期間で償却しようとする場合(＝減価償却費を多く計上しようとする場合)、超える額は損金として認められない。(損金不算入)

→会計上の計算を行って、税引き前当期純利益を計算し、これに調整を行って税務上の課税所得の計算を行う。(税効果会計の処理)

(1) 税効果会計

企業会計上の「資産、負債」の額と課税所得計算上の「資産、負債」の額に相違がある場合において、「法人税等」の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させる手続き。

- ・将来減算一時差異－将来、差異が解消する際に課税所得を減額する効果がある差異。差異の発生時には多めの法人税等を支払うこととなる。(＝法人税等の前払いのイメージ)
- ・将来加算一時差異－将来、差異が解消する際に課税所得を増額する効果がある差異。差異の発生時には少なめの法人税等を支払うことになる。(＝法人税等の未払いのイメージ)
- ・永久差異には税効果会計を適用しない。(永久差異の例: 受取配当金の益金不算入、交際費の損金不算入、寄付をした場合の損金不算入)

※法定実効税率 30%の場合
 〈X1年度〉

損益計算書		税務会計上の計算	
売上高	400,000	益金	
諸費用		損金	
貸倒引当金	10,000		
	<u>300,000</u>		
税引前当期純利益	100,000	課税所得	—
法人税等	33,000		
法人税等調整額	<u>△3,000</u> 30,000		
当期純利益	70,000		

貸借対照表

〈X2年度〉 売掛金 100,000 円が貸し倒れた場合

損益計算書		税務会計上の計算	
売上高	400,000	益金	
諸費用		損金	
	<u>300,000</u>		
税引前当期純利益	100,000	課税所得	—
法人税等	27,000		
法人税等調整額	<u>3,000</u> 30,000		
当期純利益	70,000		

・X1年度の決算において、収益合計 400,000 円、費用合計 300,000 円であった。しかし、貸倒引当金に関する損金不算入額が 10,000 円あった。当期の法人税、住民税及び事業税の法定実効税率は 30%として、未払法人税等を計上する。

・X1年度の決算において、税引前純利益は 100,000 円であった。費用として計上した貸倒引当金繰入額 10,000 円が税務会計上は損金として認められなかった。法廷実効税率を 30%として税効果会計を適用せよ。

・X2年度の決算において、第1期末の売掛金 10,000 円が貸し倒れたため、第1期に設定した貸倒引当金を全額取り崩した。法廷実効税率を 30%として税効果会計を適用せよ。

- ・当期首に購入した、備品 150,000 について、企業会計上は耐用年数 5 年、定額法、残存価額 0、で減価償却することとしたが、法定の耐用年数(税務上の耐用年数)は 6 年でであった。法定実効税率は 30%として、税効果会計を適用する。

(156 回 1 問)X 年 3 月 31 日、決算にあたり、売上債権の期末残高¥ 500,000 について 2% の貸倒れを見積もり、貸倒引当金を設定したが、その全額について税法上の損金算入が認められなかったため、貸倒引当金にかかわる税効果会計の仕訳を行う。貸倒引当金に期首残高は なく、また法人税等の法定実効税率は 30% である。

【解答】

・X1年度の決算において、収益合計 400,000 円、費用合計 300,000 円であった。しかし、貸倒引当金に関する損金不算入額が 10,000 円あった。当期の法人税、住民税及び事業税の法定実効税率は 30%として、未払法人税等を計上する。

法人税、住民税及び事業税 33,000 / 未払法人税等 33,000

・X1年度の決算において、税引前純利益は 100,000 円であった。費用として計上した貸倒引当金繰入額 10,000 円が税務会計上は損金として認められなかった。法廷実効税率を 30%として税効果会計を適用せよ。

繰延税金資産 3,000 / 法人税等調整額 3,000

・X2年度の決算において、第1期末の売掛金 10,000 円が貸し倒れたため、第1期に設定した貸倒引当金を全額取り崩した。法廷実効税率を 30%として税効果会計を適用せよ。

法人税等調整額 3,000 / 繰延税金資産 3,000

・当期首に購入した、備品 150,000 について、企業会計上は耐用年数 5 年、定額法、残存価額 0、で減価償却することとしたが、法定の耐用年数(税務上の耐用年数)は 6 年でであった。法定実効税率は 30%として、税効果会計を適用する。

繰延税金資産 1,500 / 法人税等調整額 1,500

(156 回 1 問)X 年 3 月 31 日、決算にあたり、売上債権の期末残高¥ 500,000 について 2% の貸倒れを見積もり、貸倒引当金を設定したが、その全額について税法上の損金算入が認められなかったため、貸倒引当金にかかわる税効果会計の仕訳を行う。貸倒引当金に期首残高は なく、また法人税等の法定実効税率は 30% である。

繰延税金資産 3,000 / 法人税等調整額 3,000